

資料提供

2023年3月8日(水)

農林水産部次長兼漁政課長 青木 雅志

(担当: 課長補佐 鴨下真吾 内線 4078)

外線番号: 029-301-4080

## 原子力災害対策特別措置法に基づく利根川水系のうなぎに対する出荷制限の解除について

2013年11月12日から出荷制限となっておりました利根川水系(本流及び支流)のうなぎにつきましては、2016年7月30日以降、放射性セシウムの検査結果が基準値以下で推移したため、解除に向け国と調整していたところ、2023年3月8日付けで解除されましたのでお知らせいたします。

なお、今回の解除により、本県では出荷制限されている水産物がなくなりました。

また、利根川水系のうなぎの出荷制限は、千葉県内においても同じく指示されており、解除も両県同時となります。

本県から提出した申請書は別添1、原子力災害対策本部長から発出された指示書は別添2のとおりです。

### 参考1: 利根川水系のうなぎの放射性物質検査結果

- ・ 検体数: 538 検体 (茨城県検査分 390 検体、千葉県検査分 148 検体)
- ・ 結果: 基準値 100Bq/kg を超えたものは無し (平均 7.8 Bq/kg)  
(食品衛生法に基づく食品中の放射性セシウム基準値)

### 参考2: これまでの主な水産物の出荷制限解除の経過

- ・ 2014年1月30日 うなぎ(那珂川水系・天然)が解除
- ・ 2015年2月5日 ひらめ(茨城県海域)が解除
- ・ 2022年5月19日 あめりかなまず(霞ヶ浦北浦・天然)が解除

※ 本県への国の出荷制限指示及び解除一覧(水産物)については別添3のとおりです。

(別添1)

申 請

令和5年2月13日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

茨城県知事 大井川 和彦

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づ  
く令和3年12月17日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること  
茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び  
外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）において  
採捕されるうなぎ
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

(別紙)

## 1 解除を申請する理由

出荷制限を解除する範囲において、出荷制限が指示された平成25年11月12日以降に採捕されたうなぎの放射性セシウム濃度の検査を行ったところ、最後に基準値(100Bq/kg)を超えたのは平成28年7月27日である。その後、同年7月30日から令和4年12月15日にかけて採捕された538検体の検査では、最大値が92Bq/kgと基準値を超えるものは全く検出されておらず、平均値が7.8Bq/kgと安定して基準値を下回っていることが確認されたため(表1参照)。

## 2 利根川のうなぎの出荷制限解除計画

### (1) 出荷制限を解除する範囲

利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)

## 3 解除後の出荷管理計画

### (1) 解除後のモニタリング計画

県は、出荷制限指示の解除後も、解除する範囲において継続してウナギの放射性物質モニタリング検査を実施する。

検査は、ウナギの漁期中(5月～11月)に2～3箇所原則週1回実施する。また、漁期開始前においても、可能な地点でサンプリングを複数回実施する。

市町村	区域	解除後のモニタリング計画
境町、五霞町、坂東市、守谷市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、神栖市、古河市、結城市、八千代町、筑西市、下妻市、常総市、つくば市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市	利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)	・ 漁期開始前 ・ 漁期間毎週

### (2) モニタリング調査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が得られた場合には、県が即時に各漁協に対し、解除された全ての範囲におけるウナギの出荷自粛を求める。

表1 ウナギ検査結果（要約）

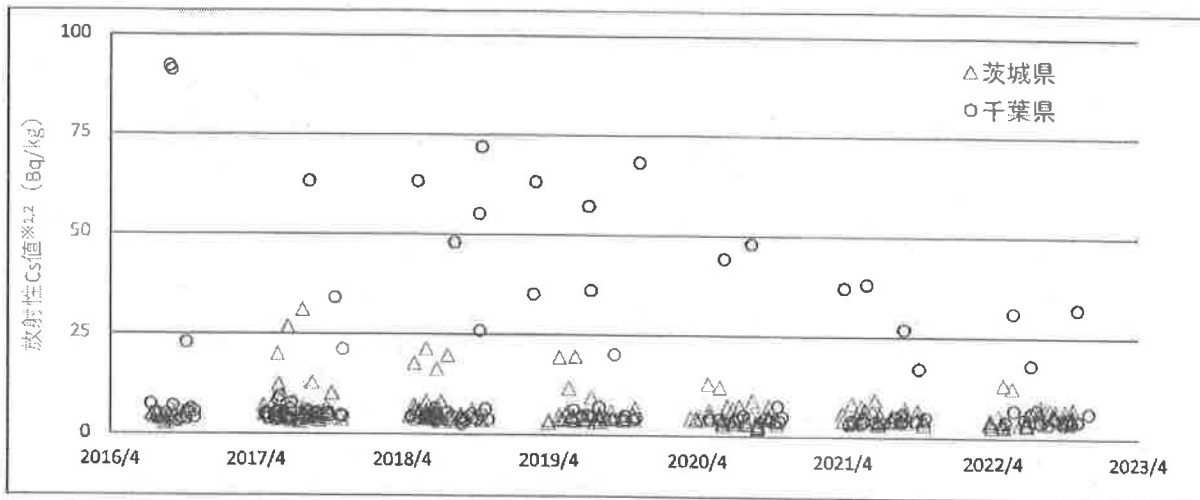


図 ウナギの放射性Cs値の推移（2016年（平成28年）7月30日以降）

※1 Cs134、137の合計値

※2 不検出の場合はCs137の検出限界値により図示した。

総検体数	538 検体	茨城県：390検体 千葉県：148検体
最大値	92 Bq/kg	
最小値	2.6 Bq/kg	
平均値	7.8 Bq/kg	
不検出検体数	0 検体 (80%)	
検出検体数	0 検体 (20%)	

	茨城県 390					千葉県 148		合計	
	利根川	鬼怒川	小貝川	牛久沼	飯沼川	利根川	手賀沼		
不検出	139	119	73	5	1	95	0	432	80%
検出	10	5	14	23	1	32	21	106	20%
	149	124	87	28	2	127	21	538	

(別添2)

## 指 示

令和5年3月8日

茨城県知事

大井川 和彦 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和3年12月17日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 茨城県ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市及びつくばみらい市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 茨城県土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市、茨城町及び阿見町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
3. 茨城県土浦市、鉾田市及び茨城町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 茨城県日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、城里町及び太子町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 茨城県水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町及び太子町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

(参考)

指 示

令和3年12月17日

茨城県知事

大井川 和彦 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和3年12月13日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 茨城県ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町及び阿見町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 茨城県土浦市、常陸大宮市、行方市及び小美玉市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
3. 茨城県土浦市、鉾田市及び茨城町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 茨城県日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、城里町及び大子町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 茨城県水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町及び大子町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
7. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。



本県への国の出荷制限指示及び解除一覧（水産物）

	対象魚種	水域	指示日	解除日	制限期間（年月）	備考
海面	1 しろめばる	茨城県海域	2012年4月13日	2015年10月2日	3年7か月	
	2 ひらめ	茨城県海域	2012年4月17日	2012年8月30日	5か月	N36° 38' より南を解除
				2015年2月5日	2年11か月	N36° 38' 以北を解除
	3 にべ	茨城県海域	2012年4月17日	2014年5月14日	2年2か月	
	4 すずき	茨城県海域	2012年4月18日	2016年1月14日	3年10か月	
	5 こもんかすべ	茨城県海域	2012年6月1日	2015年10月2日	3年5か月	
	6 いしがれい	茨城県海域	2012年7月5日	2013年6月28日	1年0か月	N36° 38' より南を解除
2015年10月2日				3年4か月	N36° 38' 以北を解除	
7 まだら	茨城県海域	2012年11月9日	2014年11月20日	2年1か月		
内水面	8 あめりかなまず(天然)	霞ヶ浦北浦	2012年4月19日	2021年5月19日	9年2か月	
	9 ぎんぶな(天然)	霞ヶ浦北浦	2012年4月20日	2015年3月24日	3年0か月	
	10 うなぎ(天然) (今回解除)	那珂川水系	2012年5月7日	2014年1月30日	1年9か月	
		霞ヶ浦北浦	2012年5月7日	2016年2月9日	3年10か月	
	利根川水系	2013年11月12日	2023年3月8日	9年5か月	千葉県も同時に指示・解除	
計	10種・12件					

(対象魚種別の制限期間)

	対象魚種	水域	制限期間（年度）											
			'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	
海面	1 しろめばる	茨城県海域	■	■	■	■								
	2 ひらめ		36° 38' より南	■										
			36° 38' 以北	■	■	■								
	3 にべ		■	■	■	■								
	4 すずき		■	■	■	■								
	5 こもんかすべ		■	■	■	■								
	6 いしがれい		36° 38' より南	■	■	■	■							
36° 38' 以北		■	■	■	■									
内水面	8 あめりかなまず(天然)	霞ヶ浦北浦	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	9 ぎんぶな(天然)	霞ヶ浦北浦	■	■	■	■								
	10 うなぎ(天然) (今回解除)	那珂川水系	■	■	■	■								
		霞ヶ浦北浦	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	利根川水系	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
出荷制限対象種数			10	10	10	6	2	2	2	2	2	2	1	